

仮想人格証明書「ペルソナカード」の提案

岡下 綾†

ウェブコミュニケーションの場において、多くのユーザはプライバシーを守るために複数の仮名を用いる。仮名は仮想世界における人格（ペルソナ）を示す重要な要素であるが、誰でも容易になりすましを行なうことができるため、社会的な問題となつてゐる。ユーザがペルソナになりすましを回避するために、ペルソナ同一性の証明手段が必要である。本研究では仮想世界におけるユーザのペルソナの身分証明書として「ペルソナカード」の提案を行う。

A Proposal of Virtual Personality Identification “Persona Card”

Aya Okashita[†]

In a virtual communication on the Web, many users use multiple pseudonyms which indicate virtual characters (called persona) to protect their private information. It is easy to arrogate other's persona's name, which is becoming a social problem. The means of persona identification is necessary to avoid the persona spoofing. In this paper, we propose a virtual persona identification which is called “Persona Card”.

1.はじめに

インターネットの普及に伴い、日本では「仮名」をベースとしたウェブコミュニケーションが定着化している。実世界における知人との仮想世界内でのやり取りにおいて仮名が用いられることがあるが、プライバシーを守りつつ見知らぬ他人との気楽なコミュニケーションを楽しむような場においては完全に仮想世界においては相手を信頼するための確実な情報が多く存在する。仮想世界においては相手を信頼するための確実な情報が極めて少ないため、ユーザの存在は曖昧で不確かなことがある。今チャットをしている相手の実体が次の瞬間も同一人物である保障はないが、相手の仮名が同一であれば人物も同一の存在として認識することが多い、しかし仮名は所有者が変わることがある。また匿名性を高めるために複数のユーザによって同一の仮名が共有されることもある。そのような状況においては認識と事実との間にギャップが生まれ、想定外の他者に対して重要な情報を預けてしまう危険が生じる。

仮名は匿名性の高い仮想世界において、複数の行為が同一人物によるものであると判定可能とする「リンク可能性」を高めるための重要な要素である[1]。そのため、異なる仮想世界にまたがつて同一の仮名を名乗るユーザも多く存在する。一般に仮想世界の管理者はユーザに他者と重複しない任意の仮名の利用を許可しているが、異なる仮想世界においてどのような仮名が利用されているかについては閲知しない。そのため、仮名の衝突による問題が発生している。なりますますことで相手に心理的なストレスを与えるだけではなく、有名人であると詐称し多くの他者を混乱させて喜ぶ愉快犯的な行為、相手の評判を下げるための迷惑行為、相手が築いてきた信頼を基盤とする人柄のネットワーク（ソーシャルキャピタル）を利用するための詐称行為を行うユーザが存在している。また、悪意はなくとも偶然に仮名が一致することで人違いが発生することがある。

また複数の仮名を用いることで、特定の趣味や思想、立場に特化した自分の分身を扱うことができる。例えば仕事とプライベートで異なる仮名を利用することで、公私に関わる情報を分離して整理することが可能である。さらにネットストレーナーによる付きまとい行為を回避する目的で、古い仮名に紐付かない新しい仮名が必要になる場合もある。

このような背景の中で、同一のユーザが管理するいくつかの仮名は別人として扱われるべきものと同一人物として扱われるべきものがあると考えている[2]。また、仮名の利用者と行為の責任者を明確にした方が良い場合があると思われる。本稿では、仮名に付与される人格（ペルソナ）をサービス横断的に識別する手段の

* 日本電気株式会社
NEC Corporation

提案を行う。まず、2章ではペルソナの定義と諸問題について述べる。3章ではペルソナの身分証明書であるペルソナカードの提案を行う。4章では今後の研究課題についてまとめる。

2. ペルソナ

ペルソナとは人の属性の部分集合であり、社会的な顔を意味している[3,4]。学生や会社員などの構成員としての公のペルソナや、特定の趣味を好みプライベートなペルソナなど、同じ人物であっても複数の異なるペルソナを持つている。複数の人物が一つのペルソナを共有することもあるが、行為に対する責任の所在が曖昧になるという問題がある。また、ユーザは様々な理由により本来とは異なる性別や性格などを設定したペルソナを持つことがある。例えば、付きまとい行為を避け目的で女性が男性を名乗ることや、男性からの優遇など女性であることの恩恵を受けたいと考える男性が女性を名乗ることがある。ロールプレイメームなどにおいては自分に与えられた役割に適した行動をとるために、性格や言動が変化することもある。多重人格とも言える複数のペルソナはそれぞれ独自のソーシャルキャピタルや評判情報、権利などの社会的価値を持つ。よって、同一のユーザであっても扱うペルソナによっては価値が異なる。

3. ペルソナカードの提案

本稿では仮想世界においてペルソナの持つ社会的価値を守る手段として、各ペルソナに対する身分証明書「ペルソナカード」を提案する。ユーザの意思により同一人格として扱いたいアカウントを紐付けることでペルソナのなりすましによる他者からの侵害を防ぐことができる。ペルソナカードは一意な公開用の ID（ペルソナ ID）を持つ。さらに、次のような情報を保持し得る。

◆ 連絡先（メールアドレスなど）

◆ ペルソナを表す任意の仮名

◆ 利用サービスとサービス固有の不可変なシステム ID の組の集合

◆ Botかどうか

◆ 所有者を表す ID

◆ 利用者を表す ID の集合

◆ 最後にログインした日時

所有者を表す ID はペルソナの行為の責任者が誰であるかを知るための情報であり、利用者を表す ID はペルソナを利用したことのあるユーザを知るための情報である。これらの情報を利用する場合には、自己申告以上の高い精度の個人認証を行うことが前提となる。また利用者情報により異なるペルソナを紐付けることができる場合もある。

るため、主にサービス運営者にのみ提示することを前提としている。サービス運営者同士が結託することで行われ得る名寄せを防ぐために、サービスごとに異なる ID である必要もあると思われる。

4. まとめと課題

個人認証を行わないサービスにおいては、ユーザが架空のユーザ登録をすることで制限なく複数のアカウントを取得してマナー違反的な行動をとることがある。自作自演と呼ぶべき一人芝居により他者を騙して行動を操ろうとしたり、自分の意見を通すために投票や多數決で多数の意見を投げたり、ゲームが自分に有利になるようないかさま行為を行ったりするなどの問題がある。警察に通報するほどではないが大多数のユーザに不快感を与える迷惑ペナルティを与える手段が求められており、時にはユーザの集団による私刑が行われることや、ユーザ間で情報共有を行うことでアイデンティティを推定し公開ブラックリストが作られることがある。しかし思い込みによる誤解や怨恨からの虚報など信頼性の低い情報が多く、冤罪も多発していると思われる。正規ユーザのプライバシーを侵害することなく仮想世界に秩序を与えるために、常習的に問題行動を行うユーザにはペルソナカードの発行数を制限するような緩やかな罰則を与えるシステムが有効ではないかと考えられる。

多くのユーザにとってペルソナ管理は複雑であるため、正しく理解して使いこなさなくては問題が発生しないような実装を行うことは特に重要である。また、ユーザがペルソナカードを利用するためにシステムを行うための補佐を行うたためのシス템が必要となる。ウェブ検索結果をクラスリングすることである程度のアイデンティティ推定を行うことが可能である[5]。ユーザが自分の公開プロフィール情報を解析し、同一人物であると推定可能なアカウント集合にペルソナカードを割り当てる。不需要な情報公開を避けるようになるなどのセキュリティ意識の向上が見込まれるのである。

ペルソナカードは多くの新しいマーケットを作りだす可能性を持つプラットフォームである。自分のペルソナが他者と混同されることなく権利を守ることができ、匿名であっても他者と深い信頼関係を構築できる仮想世界の実現が期待できる。

参考文献

- 1) 折田 明子:Web 上の人格および行為の信頼性評価,人口知能,Vol.24,No.4,pp.527-534(2009)
- 2) 閣下綾:本人確認基盤と公開 ID の提案,信学技法,IA2008-76,pp.55-60
- 3) 山崎 重一郎:「非集中的な私」の情報資源をコントロールする Web の新技術とその課題,信学報,SITE2008-33,pp.17-20.
- 4) 山崎 重一郎:非集中的 Web アイデンティティとペルソナ,人口知能 Vol.24,No.4,pp.519-526
- 5) 小山 聰:アイデンティティを推定する,人口知能,Vol.24,No.4,pp.544-551(2009)